

介護サービス

総合事業

介護保険

を利用するには

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

65歳以上の方の「介護や支援」「介護予防」のために、『介護保険』『介護予防・日常生活支援総合事業』という制度があります。

65歳以上で、支援や生活改善が必要な人
(要介護・要支援認定者を含む)



美浦村地域包括支援センターまたは
村福祉介護課まで相談しましょう。

希望するサービス、利用者本人の状態から
利用する事業を確認します。

介護予防・日常生活支援総合事業とは

～自立に向けた次のステップを目指して～

介護予防・日常生活支援総合事業(以下総合事業と言う)は、介護予防ケアマネジメントに基づき、要支援状態から自立に向かうこと、また重度化を予防することを目指します。

自立に向けて目標を立て、一定期間サービスを利用しながら、その達成に向けて取り組みます。また、支援を受けるだけでなく、「参加」「活動」の視点を取り入れて、高齢者自身が社会参加し支援する側に回ること、元気な高齢者が役割を持ちながら、いきいきとした生活を続けていくことを大切にします。

●サービス利用の手続きについて

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合、基本チェックリストで事業対象者(介護予防・生活支援サービス事業対象者)に該当すれば、要介護認定を受けなくてもサービスを利用することができます。また、一般介護予防事業は65歳以上のすべての人が利用できます。

●必要なときにはいつでも要介護認定申請ができます

事業対象者となった後やサービスを利用し始めた後も、必要なときにはいつでも要介護認定申請ができます。

各種サービス

介護サービス

《要介護1～5の人》

- 訪問介護
- 通所介護
- 訪問看護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与 など

介護予防サービス

《要支援1・2の人》

- 訪問看護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与 など



総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

《要支援1・2の人、基本チェックリストに該当した人》

- 訪問型サービス
- 通所型サービス(通所介護・ミニデイサービス)
- 介護予防支援事業(ケアマネジメント)

一般介護予防事業

《65歳以上のすべての人》

- 介護予防教室
- 元気アップ教室
- シルバーリハビリ体操教室